

京都市老人クラブ補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行う京都市内の老人クラブに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、老人クラブ活動事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 友愛訪問活動事業
- (2) 清掃奉仕健康づくり（介護予防）事業
- (3) 地域見守り事業
- (4) 教養講座開催事業
- (5) スポーツ活動事業
- (6) その他、老人クラブの活動推進事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表により算定した額とする。ただし、前条に定める事業に対して要した費用を限度とする。

2 補助金の額は、申請があった日の属する月の翌月分から算定する。ただし、前年度から継続して活動している老人クラブの4月の申請にあっては、当月分から算定する。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、老人クラブ補助金交付申請書（第1号様式）によって、前年度から継続して活動している老人クラブについては4月末までに、新規に結成した老人クラブについては補助金を受けようとする月の前月末までに、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、当該老人クラブの代表者の居住地の区役所又は区役所支所の所轄課長（以下「所轄課長」という。）を経て市長に提出しなければならない。

- (1) 規約（ただし、新規に結成した老人クラブのみ）
- (2) 老人クラブ会員名簿（第2号様式）又は会員の氏名、年齢及び役職名のわかるもの

(進達)

第5条 所轄課長は、前項の申請書を受理したときは、調査のうえ、別に定める期日までに当該

申請書及び添付書類に老人クラブ補助金進達書（第3号様式）及び老人クラブ名簿（第4号様式）を添えて市長に進達するものとする。

（標準処理期間）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

（変更等の承認の申請）

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市老人クラブ補助金変更承認申請書（第5号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- （1）規約の変更
- （2）代表者の変更
- （3）老人クラブの解散

（事業完了の届）

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、当該年度終了後の4月末日までに京都市老人クラブ事業実績報告書（第6号様式）を所轄課長を経て市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 市長に提出すべき書類の写し1部は所轄課において保管するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、所轄部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の京都市老人クラブ補助金交付要綱（以下「旧京都市老人クラブ補助金交付要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市老人クラブ補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年2月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市老人クラブ補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）に基づき、令和3年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧交付要綱の規定は、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表

老人クラブの会員数	単位	補助金の額
30人以上49人以下	1クラブにつき1月	円 1,940
50人以上79人以下		3,880
80人以上		5,820

備考

- 1 老人クラブの会員数については、京都市老人クラブ運用基準を適用する。
- 2 補助金の交付決定があった後に、その老人クラブの会員数に変更があっても、交付決定時の額は変更しない。

年度老人クラブ補助金交付申請書

(あて先)京都市長	申請日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 新規
クラブ名	クラブ所在地元学区名	クラブ結成日 年 月 日	
代表者名	代表者住所 区 番 ー ー		
会員数 名	会費 一人 月・年 円		
京都市補助金交付申請額 金 円			

ク ラ ブ 事 業 計 画			
区 分	事 業 内 容 (実施予定の事業に☑してください)	年間実施 予定回数	支 出
補 助 対 象	社会奉仕活動事業	<input type="checkbox"/> 友愛訪問	回
		<input type="checkbox"/> 清掃・美化活動	回
		<input type="checkbox"/> 子どもの登下校等見守り活動	回
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回
業	老人教養講座開催事業	<input type="checkbox"/> 学習会、講演会	回
		<input type="checkbox"/> 施設見学	回
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回
業	健康増進事業	<input type="checkbox"/> 健康づくり活動 (グラウンド・ゴルフ、ベタンク、ウォーキング、体操等)	回
		<input type="checkbox"/> 文化活動 (カラオケ、囲碁・将棋等)	回
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回
		小 計	① 円
補 助 対 象 外 事 業	<input type="checkbox"/> 総会・例会等	/	② 円
	<input type="checkbox"/> その他 ()		円
		合 計 (①+②)	円

※ 市・区老連の分担金等は補助対象外経費のため、②に計上してください。

収入	京都市補助金	会 費	そ の 他	合 計
	円	円	円	円

※ 会員名簿及び会則（新規結成クラブのみ）を添付してください。

委 任 状	京都市 区老人クラブ連合会会長 をわたくしの代理人と定め、 年度
	京都市老人クラブ補助金の請求及び受領に関する権限を委任します。
年 月 日	老人クラブ名称 _____
代表者	住 所
	氏 名
	㊟（署名又は押印）

第2号様式（第4条関係）

会 員 名 簿（ / 枚目）

クラブ名					会員数		名
番号	新規	氏 名	生年月日	住	所	役	職
1			大・昭 年 月 日				
2			大・昭 年 月 日				
3			大・昭 年 月 日				
4			大・昭 年 月 日				
5			大・昭 年 月 日				
6			大・昭 年 月 日				
7			大・昭 年 月 日				
8			大・昭 年 月 日				
9			大・昭 年 月 日				
10			大・昭 年 月 日				
11			大・昭 年 月 日				
12			大・昭 年 月 日				
13			大・昭 年 月 日				
14			大・昭 年 月 日				
15			大・昭 年 月 日				
16			大・昭 年 月 日				
17			大・昭 年 月 日				
18			大・昭 年 月 日				
19			大・昭 年 月 日				
20			大・昭 年 月 日				
21			大・昭 年 月 日				
22			大・昭 年 月 日				
23			大・昭 年 月 日				
24			大・昭 年 月 日				
25			大・昭 年 月 日				

- 注1 名簿が複数枚にわたる場合は、クラブ名及び会員数は1枚目のみに記入してください。
- 2 新規入会者は新規欄に「○」を記入してください。
- 3 本名簿の個人情報、老人クラブ活動事業以外の目的には使用しません。
- 4 『氏名、生年月日または年齢、住所、役職、新規会員の人数』が記載されていれば、他の様式にて代用可能です。

第5号様式（第7条関係）

京都市老人クラブ補助金変更承認申請書

年 月 日

京都市長

（申請者）

記

標記のことについて、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条に基づき申請します。

変更内容	<input type="checkbox"/> 規約の変更 <input type="checkbox"/> 代表者の変更 <input type="checkbox"/> 老人クラブの解散（解散の時期 年 月 ）
変更理由	

年度老人クラブ事業実績報告書

(あて先)京都市長	年 月 日
クラブ名	代表者名
クラブ所在地元学区名	代表者住所 区 〒 - -

ク ラ ブ 事 業 実 績			
区 分	事 業 内 容 (実施した事業に☑してください)	年 間 実 施 回 数	年 間 参 加 人 数
補 助 対 象 事 業	社 会 奉 仕 活 動 事 業	<input type="checkbox"/> 友愛訪問	回 人
		<input type="checkbox"/> 清掃・美化活動	回 人
		<input type="checkbox"/> 子どもの登下校等見守り活動	回 人
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回 人
	老 人 教 養 講 座 開 催 事 業	<input type="checkbox"/> 学習会、講演会	回 人
		<input type="checkbox"/> 施設見学	回 人
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回 人
	健 康 増 進 事 業	<input type="checkbox"/> 健康づくり活動 〔グラウンド・ゴルフ、ペタンク、 ウォーキング、体操等〕	回 人
		<input type="checkbox"/> 文化活動 〔カラオケ、囲碁・将棋等〕	回 人
		<input type="checkbox"/> その他 ()	回 人
補 助 対 象 外 事 業	<input type="checkbox"/> 総会・例会等		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 市・区老連の分担金等は補助対象外経費のため、支出の補助対象外事業の項に計上してください。

支出	補 助 対 象 事 業				補 助 対 象 外 事 業	合 計
	社 会 奉 仕 活 動 事 業	老 人 教 養 講 座 開 催 事 業	健 康 増 進 事 業	小 計…①		
	円	円	円	円	円	円

収入	京都市補助金…②	会 費	そ の 他	合 計
		円	円	円

返還額	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> →	円 (②-①)
-----	----------------------------	------------------------------	---------